

令和6年度第1回熊本支部評議会議事概要報告

開催日時	令和6年7月16日(火) 15:30~17:00
開催場所	熊本支部会議室(一部評議員はオンライン参加)
出席評議員	岩崎評議員、岩谷評議員、尾池評議員、梶川評議員、倉田評議員(議長)、田口評議員、徳富評議員、野上評議員、前田評議員(50音順)
議題	議題1: 令和5年度協会けんぽ決算と熊本支部収支について(報告) 議題2: 令和5年度熊本支部事業実施結果について(報告) その他: マイナ保険証への移行に向けた取り組みについて(報告)
議事概要 (主な意見等)	<p><b>議題1: 令和5年度協会けんぽ決算と熊本支部収支について(報告)</b>  資料1. 協会けんぽの2023(令和5)年度決算見込み(医療分)について  資料2. 令和5年度熊本支部収支</p> <p>&lt;被保険者代表&gt;  熊本支部の収支については、インセンティブなど頑張られた結果が出ており素晴らしい。一般管理費が前年度に比べ半分近くまで減少している。システム経費が減少したというご説明だったが、システム経費が減少した理由を教えてください。</p> <p>&lt;事務局&gt;  システム経費について、現業務システムへの刷新が令和4年度までに完了し、5年度はシステム開発にかかる経費が大幅に減少したものである。</p> <p>&lt;被保険者代表&gt;  今後もシステム経費は5年度の水準で推移するのか。</p> <p>&lt;事務局&gt;  システムについては、協会として次回刷新に向けた準備に取り掛かっており、刷新を行う年度は増加するものと思われるが、刷新以外の理由で大幅に増加することはないのではないかとと思われる。</p> <p>&lt;被保険者代表&gt;  協会けんぽ全体の決算見込み資料は、国庫補助を含んだ数字が出ていて、熊本支部収支の資料は、国庫補助を除いた額となっている理由を教えてください。  また、熊本支部収支の資料の「前期高齢者納付金等」には「後期高齢者支援金」も含まれるとのことだが、それぞれの金額を教えてください。</p>

<事務局>

熊本支部の収支をお示しする目的は、収支の地域差を2年後の保険料率算定の際に精算することによる保険料率への影響を明らかにするためである。都道府県単位保険料率の算定の際、国庫補助額は除くことになるため、支部収支からも除いてお示ししたものである。

前期高齢者納付金と後期高齢者支援金の内訳については、資料1の10ページをご覧ください。令和5年度協会決算見込みとして、前期高齢者納付金が1兆5,321億円、後期高齢者支援金が2兆1,903億円となっている。熊本支部の収支における正確な内訳は持ち合わせていないが、割合としては同程度と思われる。

<議長>

全国のトレンドとしては、保険料収入が増加とのことだが、熊本支部では保険料収入が減少している。今後は熊本支部の保険料収入も増加トレンドと見て良いのか。

<事務局>

保険料収入は、賃金と加入者数の動向によって変わる。熊本支部においては、5年度の加入者数（年度平均）が4年度から減少していることも保険料収入の減少に影響したと思われる。

<議長>

加入者減少の要因は、国や自治体等の短時間労働者の共済組合における適用拡大によるものか。

<事務局>

その影響は大きいと思われる。

## 議題2：令和5年度熊本支部事業実施結果について（報告）

資料3. 令和5年度熊本支部事業実施結果

<事業主代表>

資料3の7ページ、レセプトグループにおける保険証回収について、資格喪失時の保険証の回収は企業が果たすべき責任だと思っている。ご説明の中で、資格喪失後の受診で高額債権が発生したとあったが、こういった事情で発生した債権なのか差し支えなければ教えていただきたい。

<事務局>

資格喪失後受診のなかでも、ある程度の長期間を遡って資格喪失となった場合に高額債権となることがある。資格喪失の遡及処理は、日本年金機構の適用調査によって以前

から事業実態がなかったことが判明した場合等に行われるものである。資格喪失者は、国民健康保険等に遡及して加入し給付を受けることとなるが、時効等により給付を受けられないこともある。こういった事情による債権回収対策として、協会本部及び支部より、日本年金機構本部及び年金事務所に対し、資格喪失の遡及処理の対象事業所に、医療費等の返還について事前説明をしっかりと行っていただきたい旨の協力依頼を行っている。

#### <事務局>

事務局説明を補足する。債権回収率未達の一因として、5年11月に900万円強の債権が発生し、この保険者間調整で回収まで時間を要して年度内に回収できなかったことが影響した。6年5月に回収完了したが、回収率を約13ポイント上方修正させる債権だった。

今後も確実な回収と債務者の負担軽減の観点から、保険者間調整を積極的に活用し、回収率の向上に努めていく。

#### <被保険者代表>

被扶養者の特定健診受診率について、以前は、被扶養者の受診券も事業所宛てに届いていた。当時は、弊社代表が直筆のメッセージを添えて受診券を従業員に渡していて、ご家族の受診率も高かった。その後、受診券が従業員の自宅に直接送られるようになり、事業所として対象者の把握や介入が難しくなった。弊社にとっては、受診券の送付先を自宅か事業所か選べるような仕組みでもあれば、事業所宛て送付としていただくことで、以前のような介入ができ、ご家族の受診率を上げられると思う。

#### <事務局>

ご指摘の通り、現在、被扶養者の特定健診受診券は、原則、年に1回、被保険者のご自宅宛てにお送りしているが、事業所の状況に応じて、送付先を自宅か事業所か選択できる仕組みは良い方法だと考える。今後の検討課題とさせていただきたい。

#### <事業主代表>

個人に対しても何かを徹底させようと思えば、事業所を通した方が徹底させられると思う。

#### <学識経験者>

健診と特定保健指導について、3割の方が協会けんぽの健診を受けておられず、特定保健指導も全国順位1位とはいえ、6割の方はを受けておられない。この未実施者はどういった方なのか、深掘りする必要があると考える。

協会けんぽの加入事業所は9割以上が従業員50人未満の小規模事業所であり、6年度熊本支部事業計画にも、「特に受診率が低調な小規模事業所や個人に向けて、効果的・効率的な受診勧奨が必要」とあるが、事業所の規模、圏域や地域毎の傾向などについて、詳

細なデータ分析をお願いしたい。

もう一つ、コラボヘルスが大変重要と考える。これまでも様々工夫されてきたことは分かる。これをさらに進めていただきたい。

#### <事務局>

従業員が50人以上の事業所には、産業医の選任義務や監督署への報告義務があることから、50人以上と未満の事業所では環境が大きく異なると思われ、小規模事業所に対してどのように訴えかけていくかというのは大きな課題である。これに対しては、ご指摘の通り、地域、性別、年齢等、あらゆる角度からのデータ分析により有効な対策を考えたい。

また、コラボヘルスについても、事業所と協会けんぽのみならず、自治体や商工団体等にもコラボを広げていきたい。

#### <学識経験者>

熊本県の国保ヘルスアップ支援事業においても、「働き盛り世代への健康支援」として、「小規模事業所や個人事業主」を対象とするものがある。こういったことも踏まえて自治体との協力を広げていただきたい。

#### その他：マイナ保険証への移行に向けた取り組みについて（報告）

##### 資料4. マイナ保険証への移行に向けた取り組みについて

#### <学識経験者>

マイナンバーカードの是非は置いて、協会けんぽとしては、マイナ保険証の登録と利用の向上を目指していると理解している。これについて、数値的な目標はあるか。

#### <事務局>

協会けんぽ全体として、令和6年11月末時点のマイナ保険証利用率について、国から示された目安である50%を目標としている。

#### <学識経験者>

利用率向上のためには、医療機関窓口での声掛けが重要と思われるが、どのようなアプローチを考えているのか。

#### <事務局>

ご指摘の通り、利用率が高い都道府県では医療機関窓口での声掛けが有効に働いていると聞いている。医師会等への協力依頼等も必要と考えている。

#### <事業主代表>

弊社においても、マイナ保険証に関する従業員への周知徹底はまだできていないので、

これから取り組んでいきたい。

<被保険者代表>

弊社では従業員に対してマイナ保険証を使うようにという話をしているが、その中で「こんな時にはどうするか」という疑問が出てくることがある。事業所としてもそれらに対する対応や情報の周知が必要かなと思っている。協会けんぽとしても事業所に協力を得るような働きかけや情報発信をお願いしたい。

<事務局>

マイナ保険証によるオンライン資格確認を円滑に進めるためには、事業所において迅速に資格取得の届出を行っていただくなど、お願いすべきこともある。個人においてもマイナ保険証を利用することで、医療機関で過去の薬剤・診療情報を確認できるなど、医療費適正化につながるメリットがある。こういったことの広報にも努めながら、広く協力をお願いしていきたい。

**連絡事項：今後の評議会開催スケジュールについて**

資料 5. 令和 6 年度熊本支部評議会開催計画

(以上)

**特記事項**

- ・傍聴：報道機関 2 名
- ・次回：令和 6 年 10 月